

令和3年7月9日

スポーツ団体 各位

NPO法人京田辺市社会体育協会  
会長 井上 晃 志  
【印省略】

まん延防止等重点措置期間の終了を受けて（7月9日時点）

平素は、本協会の発展のためにご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、京都府へのまん延防止等重点措置期間が7月11日（日）で終了することを受けまして、下記の通り活動の制限について解除となりますが、引き続き感染予防対策は徹底していただきますよう貴団体で周知をお願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 期間について

- ・令和3年7月12日（月）から

##### 2. 市内小中学校の利用（学校開放事業）について

- ・予定通り7月11日（日）までは午後7時以降の利用中止
- ・7月12日（月）から通常利用が可能となりますので、該当の団体は各自で申請をしてください
- ・利用される団体は感染予防対策を徹底の上、引き続き学校施設を利用する際の遵守事項等を守って活動いただきますようお願いいたします

##### 3. 有料公園施設等の使用について

- ・予定通り7月11日（日）までは午後7時以降の使用中止
- ・7月12日（月）から通常の時間帯で使用が可能となります

#### 問い合わせ先

NPO法人京田辺市社会体育協会

TEL：29-9008 FAX：62-1534

メール：jimukyoku@kyotanabe-taikyo.jp